

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター
造林木等販売契約に係る指名停止等の措置要領

平成26年8月6日
(26森林整管第164号)

最終改正：平成31年4月26日(31森林整管第111号)

(指名停止)

第1条 整備局長は、有資格者（「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター造林木等販売契約競争参加資格要領（20森林整管第54号）」第4条に規定する有資格者をいう。以下同じ。）が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第2条 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは1.5倍）の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 整備局長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第3条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間（第3条第1号に該当する場合にあっては、別表第2第5号、第6号に定める短期を限度とする。）まで短縮することができる。

4 整備局長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。

5 整備局長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第3条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 整備局長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第3条 整備局長は、第1条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第2条第2項の規定に該当することとなった場合を除く）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は当該整備局の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から、当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号又は第7号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45条）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の2第8項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (3) 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (4) 国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）又は農林水産省関係の他の独立行政法人の職員が、競売入札等妨害（刑法第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

(指名停止の措置対象区域の特例)

第4条 整備局長は、有資格者が別表第1第5号又は第7号の措置要件に該当する場合において、当該有資格者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、措置対象区域の一部を限定して指名停止を行うことができる。

- 2 整備局長は、別表第1第5号又は第7号の措置要件に該当し指名停止の期間中の有資格者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかとなったときは、当該有資格者について指名停止の措置対象区域を変更することができる。

(指名停止の通知)

第5条 整備局長は、第1条第1項の規定により指名停止を行い、第2条第5項若しくは第4条2項の規定により指名停止の期間若しくは措置対象区域を変更し、又は第2条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ様式第1、様式第2又は様式第3により通知するものとする。

2 整備局長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が森林整備センターと締結した造林木等の販売契約に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 契約責任者（分任契約責任者を含む。以下同じ。）は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。

2 契約責任者は、国立研究開発法人森林研究・整備機構会計規程（13森林整管第56号）第40条第1項に該当する場合は、あらかじめ整備局長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第7条 整備局長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要領は、平成26年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から適用する。

別表第1

造林木等販売契約の搬出等の作業において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(過失による粗雑な作業)</p> <p>1 当該整備局長（所管する区域内の水源林整備事務所長を含む。）と締結した造林木等販売契約（以下「造林木等販売契約」という。）の搬出等の作業（以下「搬出等作業」という。）の実行に当たり、過失により作業を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>2 当該整備局の所管する区域内において他の機関の搬出等の作業（以下「他機関搬出等作業」という。）に当たり、過失により搬出等の作業を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>3 第1号に掲げる場合のほか、造林木等販売契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>4 搬出等作業の実行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>5 他機関搬出等作業の実行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた搬出等の作業関係者事故)</p> <p>6 搬出等作業の実行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、作業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>7 他機関搬出等作業の実行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、搬出等の作業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上2か月以内</p>
<p>(造成事業における事故)</p> <p>8 当該整備局の所管する区域内の水源林造成事業の分収造林契約当事者（契約当事者から請け負った者を含む。）であり、水源林造成事業実施において第4号又は第6号に類する事故を発生したとき。</p> <p>9 当該整備局の所管する区域内の水源林造成事業の分収造林契約当事者（契約当事者から請け負った者を含む。）であり、他の機関の造林事業実施において、第5号又は第7号に類する事故を発生したとき。</p>	<p>第4号又は第6号の期間と同様の期間（他県の適用については第5号又は第7号による期間と同様に措置することが出来る。）</p> <p>第5号又は第7号の期間に準じる期間</p>

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等（有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 一般役員等（有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時造林木等販売契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が機構以外の農林水産省関係の他の独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> <p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 当該整備局の所管する区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>5 次のイ又はロに掲げる者が締結した造林木等販売に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>イ 当該整備局長（所管する区域内の水源林整備事務所長を含む。）</p> <p>ロ 当該整備局以外の整備局長（所管する区域内の水源林整備事務所長を含む。）</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上9か月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>6 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が当該区域内における公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>7 次のイ又はロに掲げる者が締結した造林木等販売に関し、有</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った</p>

<p>資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>日から</p>
<p>イ 当該整備局長（所管する区域内の水源林整備事務所長を含む。）</p>	<p>3か月以上12か月以内</p>
<p>ロ 当該整備局以外の整備局長（所管する区域内の水源林整備事務所長を含む。）</p>	<p>2か月以上12か月以内</p>
<p>（不正又は不誠実な行為）</p>	
<p>8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター
〇〇〇〇整備局長 印

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 が ① ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。②（今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。）

記

- 1 指名停止の期間及び措置対象区域 ③
- 2 指名停止の理由 ④

（備考）

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②は、第5条第2項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止の期間の始期及び終期並びに措置対象区域を記載する。
- 4 ④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター
〇〇〇〇整備局長 印

指名停止変更通知書

先に、令和 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内容を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間及び措置対象区域
- 2 変更後の指名停止の期間及び措置対象区域
- 3 変更理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

様式第3(第5条関係)

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター
〇〇〇〇整備局長 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

令和 年 月 日付け 第 号をもって貴 〇〇〇〇の指名停止を行った旨を通知したところ
であるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

造林木等販売契約に係る指名停止等の措置要領の取扱いについて

1 第1条第1項関係

指名停止期間中の有資格者について、別表各号の措置要件に該当したことにより再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定した時とする。

なお、この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。

2 第2条第2項関係

有資格者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。

3 第3条関係

(1) 第3条各号に掲げる事由の二以上に該当することとなった場合には、期間の加重を行うこととする。

(2) 第4号の「悪質な事由があるときは」とは、当該発注者に対して有資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

4 第4条第1項関係

他機関搬出等作業における事故に関して指名停止を行う場合において、事故の原因について作業員の個人としての責任が大きく有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人の責任が小さいと認められるときは、措置対象区域の一部を限定して指名停止を行うことができるものとする。

なお、この場合は原則として、都道府県（北海道にあっては支庁）の区域を基準とするものとする。

5 別表第1関係

(1) 公衆損害事故（第4号及び第5号関係）、作業関係者事故（第6号及び第7号関係）及び造成事業における事故（第8号及び第9号関係）が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として、指名停止を行わないものとする。

ア 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）

イ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる作業現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

(2) 搬出等作業における事故（第4号及び第6号関係）について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として、アの場合とする。ただし、イによることが適当である場合には、これによることができるものとする。

ア 整備局長又は水源林整備事務所長（以下「整備局長等」という。）が契約書及び契約約款により具体的に示した事故防止の措置を買受人が適切に措置していない場合、又は整備局長等の調査結果等により当該事故についての買受人の責任が明白となった場合

イ 当該事故の作業員等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

- (3) 他機関搬出等作業における事故（第5号及び第7号関係）について、安全管理の措置が不適切であり、かつ当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該他機関搬出等作業の作業員等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

6 別表第2関係

- (1) 「代表権を有すると認めるべき肩書き」（第1号関係）とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。

- (2) 「公共機関の職員」（第3号関係）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものとし、特別法上公務員と見なされる場合を含むものとする。更に私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものとする。

- (3) 独占禁止法第3条に違反した場合（第4号及び第5号関係）は、次のアからエまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

ア 排除措置命令

イ 課徴金納付命令

ウ 刑事告発

エ 有資格者である法人の代表者、有資格者である個人又は有資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員の独占禁止法違反の容疑による逮捕

- (4) 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合（第4号及び第5号関係）は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

- (5) 「業務」（第4号及び第8号関係）とは、個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務全般をいうものとする。

- (6) 「業務に関し不正又は不誠実な行為」（第8号関係）とは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 整備局長等と締結する造林木等販売契約に関して、落札決定後辞退するなど著しく信頼関係を損なう行為があった場合

7 指名停止期間の決定

指名停止期間の決定に当たっては、公共機関及び他の独立行政法人との均衡を配慮するものとする。

8 一般競争入札への対応

契約事務取扱規程（平成13年4月2日付け13森林総研第86号）第9条第2項第2号の「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」として、「農林水産省又は国立研究開発法人森林研究・整備機構の指名停止を受けている期間中でないこと。」という事項を加えて公告するものとする。